

タイの特許制度事情とその周辺

S&I International Bangkok Office 社長 井口 雅文

抄録

アジアの新興国、とりわけASEAN諸国とのビジネスが、日本企業にとって近時、益々重要性を増している。この中でもタイは日本企業の生産拠点そして俄かに消費市場としても非常に重要視されてきた。この十数年の間、タイの知的財産制度は国の発展とともに大きく様相を変えて来た。そして2009年12月には、東南アジアの大国としては最後のPCT加盟を果たし、特許制度の国際社会の表舞台について出てきた。本稿では、タイの知的財産制度を概観し、特許制度に焦点を当てて日本の制度の違いを中心に、特許制度、小特許制度、意匠制度の骨組み、手続きについて紹介した。また、特殊裁判所である知的財産裁判所について触れ、タイ知的財産局の組織、予算など、その周辺組織についても概観する。最後に、日本とタイとの協力関係について現状と展望や将来の制度改革について語る。

1. はじめに

タイと最初に関わったのが、今から約18年前の93年である。当時、92年の流血事件の記憶が新しかった頃、そしてタイの商務省で商標部門と特許部門、そして教育省の著作権部門が統合されて、新たに知的財産局が発足した間もない時期である。93年から2年間のJICA個別派遣専門家として、タイ商務省で勤務し、その後もタイと関わり続けて今日に至っている。この間に、風景は一変し、高層ビル群、高架鉄道、高速道路、巨大な新空港、地下鉄、高速鉄道（エアポートリンク）と、インフラは急速な勢いで整備され、バンコク都市部の暮らしは日本と変わらない位になってきた。日本との関わり合いでも、当時2万人程度の在タイ日本人（在留邦人）数が、今では4万人（2010年6月時点で4万5千人で、米国、中国、オーストラリアに次いで第4位）となり、日系企業数も数千社に及ぶ巨大日本人社会（日系企業が組織する日本人商工会議所では1316社（2010年10月時点）が登録されており、この数は、海外での日本企業集団としては、上海について第二位の規模である）が現出している。タイは本当に大きな成長を遂げた。が、その一方政治不安や社会不安、経済危機は後を絶たず、97年アジア経済危機、06年軍事クーデター、08年空港閉鎖事件、10年UDD反政府組織によるバンコク中心部占拠事件と、実に国を揺るがす大事件が続いている。これに加えて自然災害においても 04年インド洋大津波

や10年の地方各地に起きた大洪水もある。

また、これら社会的事件も知的財産制度と無関係ではない。知的財産制度は、タイ国内においてその社会的影響力が非常に強いのも日本には無い特徴である。新聞記事に現れる頻度も高く、知的財産についての対米交渉では、会議地域で1万人規模の集会が開かれるのも通常の出来事である。その全てを身近に経験し、私の目で観察したタイの知的財産制度、特に特許制度の近況とその周辺部分について、本稿を借りてわずかであるが、紹介したい。

2. タイの知的財産制度

古くは19世紀から著作権法（国会図書館の書籍複製禁止が原型と言われている）が存在し、1930年頃に商標法、1979年に特許法創設と徐々に整備されてきている。WTO加盟（1995年）後に、営業秘密法（2002年）や半導体回路保護法（2000年）、地理的表示保護法（2003年）などが整備されている。他の国との比較において、特徴的な法律は、伝統的医薬サービス保護法（1999年）、種苗法（2000年）であろう。どちらも生物多様性条約（2004年加盟）をにらんで、特に遺伝資源である薬草などの植物を保護することを目的の一つとして創設されている。特に、種苗法では、日本の種苗法とは違い、新品種の保護だけでなく、一般在来種においても、その研究目的又は商業目的採取においての政府からの許諾が必要となっている点、注意が必要である。

これらの知的財産制度を取り巻く国際的な条約への加盟状況において、ようやくタイはこの数年でパリ条約、PCTに加盟し、国際的な場に本格的に登場した。

さて、どの程度知的財産制度が利用されているのだろうか。特許・小特許・意匠と以下のグラフを見て戴きたい。

特徴的なのは、特許では約9割弱が外国からの出願（年々国内出願が増加しているが）であり、小特許（日本の実用新案に相当）では、そのほとんどが国内からの出願、意匠においても7割が国内出願である。東南アジアの中で、際立っているのは、この小特許と意匠出願の多さである。これは、国内での知財創造活動がこの分野に集中していることを示している。

では、特に本稿での関心の中心である特許制度に焦点を当て以下、紹介したい。

権利 (日本法で言う)	権利対象	該当する タイの法律
特許権	発明	特許法
実用新案権	考案	特許法
意匠権	意匠	特許法
著作権	著作物	著作権法
育成者権	植物新品種	種苗法
集積回路配置利用権	半導体レイアウト	半導体回路保護法
商標権	商標	商標法
商号権	商号	商法
営業秘密権	営業秘密	営業秘密法
伝統的医薬サービス保護法、地理的表示法		

(出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト 2010年)

○：整備、加入済み

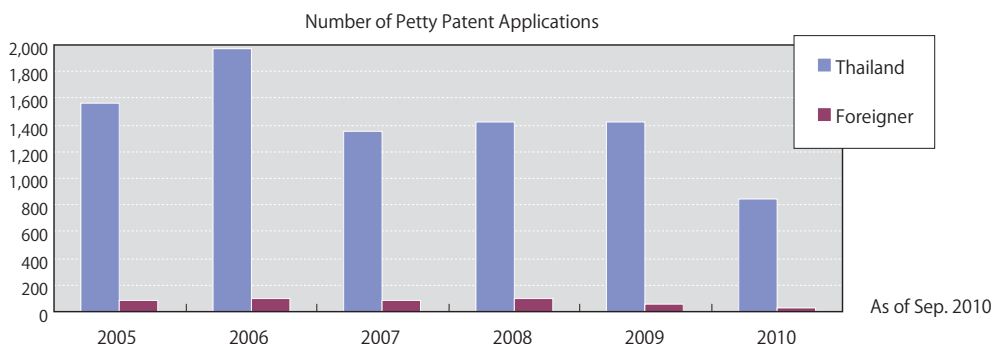
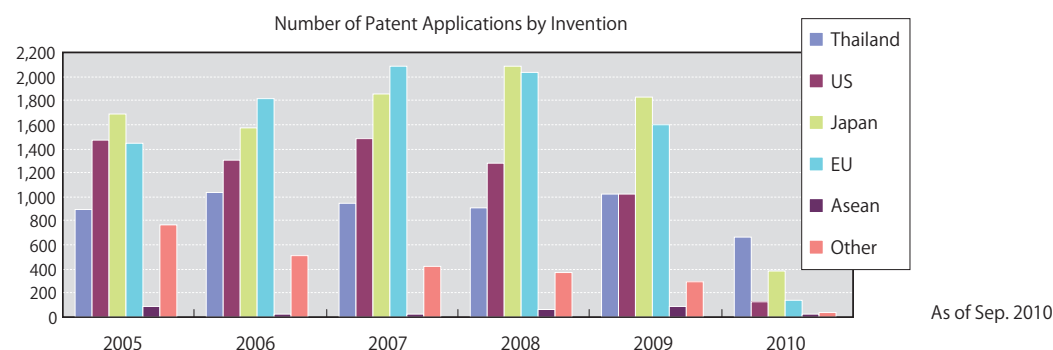
◎：2008-09年度に改正、加入

△×：検討中との情報（改正を含む）

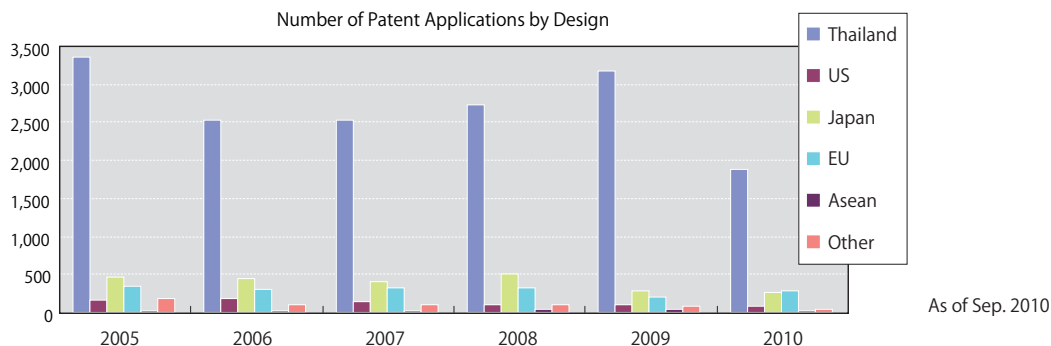
		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	ミャンマー	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	インド	日本
国内法	特許法	○	○	△	◎	○	○	△	○	△	○	○	◎
	実用新案法（小特許）	×	○	△	◎	×	○	○	×	△	○	×	○
	意匠法（デザイン特許）	○	○	△	◎	○	○	○	○	△	○	○	○
	商標法	○	○	△	◎	○	○	○	○	△	○	○	○
	著作権	○	○	△	◎	○	○	○	○	△	○	○	○
条約	WIPO設立条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	WTO・TRIPS	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	×	○	○	○	×	○	○	○	◎	○	○	○
	特許協力条約	×	×	○	○	×	○	○	○	◎	○	○	○
	マドリッド・プロトコル	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○
	商標法条約	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	ベルヌ条約	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○

(*) タイ特許協力条約加入は2009年12月24日発効

(出典：ジェトロ)



(出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト 2010年)



(出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト2010年)

3. タイの特許制度

タイの特許制度は、発明特許（日本の特許に相当）、小特許（日本の実用新案に相当）、意匠が含まれている。この中で、まずは発明特許について紹介する。

日本との比較でどこが違っているかを全て取り上げることはできないが、主だった点について、説明したい。

①特許の不特許事由（特許法第9条）で、自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物、が入っている点である。従って、例えば土壌からスクリーニングされた微生物で、新規な微生物は登録されないのである。また、植物の抽出物も不特許事由となっている点に注目されたい。

②審査請求は公開後から5年以内とされ、出願から起算するものではない。また、公開公報は、出願後に公開されると規定してあるだけで、何ヶ月後に公開されるかは定かではない。（特許法第28条、第29条）

③登録前の異議申し立て制度を擁している。公開日から3ヶ月の申し立て期間があり、これを逸すると、無効裁判（審判事由ではないため裁判となる）となる。

④新規性の判断基準（第6条）

「(1) 特許出願日前に国内において既に存在する又は広く使用されている発明

(2) 特許出願日前に国内外において頒布された文献又は印刷物にその重要な部分又は詳細が開示されている発明。その開示は文献、印刷物、展示により行なわれるものであるか、又は何らかの手段によって公衆に開示されたものであるかによらない。」

において、国外での公知が含まれていない。この点、日

タイ経済連携協定（2007年締結第130条）において、国外公知が含まれたとされているが、未だ法文改正の見込みはない。

第6条「(3) 特許出願日前に国内外において特許権又は小特許権を得ている発明」が、よく問題となっている条項である。この「特許出願日前」というのを、優先日と解釈されない事例が発生している。つまり、タイ政府窓口への出願前に登録されてしまった場合、それはこの条項で拒絶されるのである。現在、係争中と聞いているが、未だ決着を見ないでいる。私は、日本の早期審査を利用している出願人に対して、注意喚起しているのだが、未だこの注意喚起は浸透しないでいる。この場を借りて、紹介しておきたい。

⑤修正実体審査を採用している。東南アジアの国によっては、シンガポールやマレーシアのように他国の審査結果を即登録として制度化している国もあるが、タイは他国の審査結果を提出する義務のみを定めている。（第27条）従って、実務ではこの他国の審査結果（登録公報や必要に応じて中間書類）を提出し、補正指令を受けて、特許査定となるのが普通である。このように提出義務の規定が無いが、実務上、提出を要請している国にベトナムがある。

では、タイだけに登録されたもの（最近、日本企業はアジアへ優先権を伴わずに出願する例が増えている。また、現地日系企業もタイへの単独出願が多い。）はどうなるのか。この選択肢は二つあり、オーストラリア特許庁への審査委託、あるいは国内の指定（局告示で定めている）された大学や研究機関への国内審査委託が、審査官より指示されるか、あるいは出願人自らが要請できる。近年、オーストラリア特許庁も非常に高額な審査請求費用を要求するため、必ずしも得策ではないが、国内審査委託よりも審査結果の品質は保証できる。

その他、強制実施権規定（第51条）や特許ライセンス契約の政府登録義務（第41条）など日本特許制度と大きな違いがあるが、紙面の都合上、割愛したい。

次に小特許について簡単に説明する。99年特許法改正に国内産業振興のために導入された制度である。年間千件以上の出願（東南アジアの国々の中でも「小発明」を保護する制度としては極めて多い出願件数である）この権利対象は、発明と同様であり「方法」も含んでいる。権利期間が出願から6年、2年の2回延長ができるので、最大10年の期間が得られる。問題は、新規性と産業可能性のみが審査要件となっており、しかも無審査登録なのである。

「第65条の2 小特許を受けることができる発明は次の要件を満たすものでなくてはならない。

（1）発明に新規性があること。

（2）発明が産業上利用できるものであること。」

この中で進歩性の判断が無いため、権利化後（普通2年後に登録される）に即権利行使を行う権利者が多く、係争事件となる例が激増し、タイ政府は対応に苦慮している。恐らく、次期改正案では、この審査要件の中に進歩性が加わ

る予定である。

次に意匠制度について説明したい。日本との大きな違いは、公開制度を導入しており、公開公報は発行されるが、登録公報はない点である。また、部分意匠制度や関連意匠制度は無い。

新規性の要件では、

「第57条 次の意匠は新規な意匠とはみなさない。

（1）特許出願日前に国内においてすでに存在する又は広く使用されている意匠

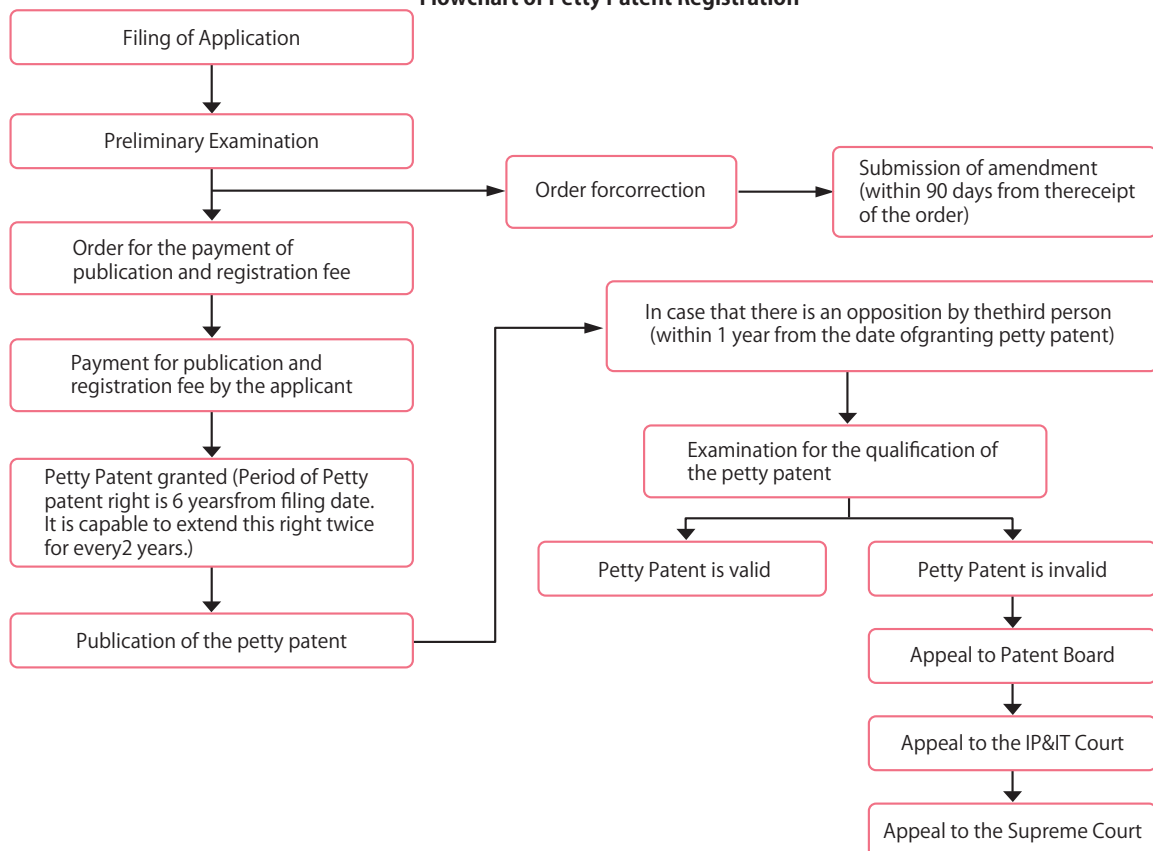
（2）特許出願日前に国内外において、頒布された文献、又は印刷物に形状、重要部分、又は詳細が開示されている意匠

（3）特許出願日前に第28条を準用する第65条に基づき公開されたことがある意匠

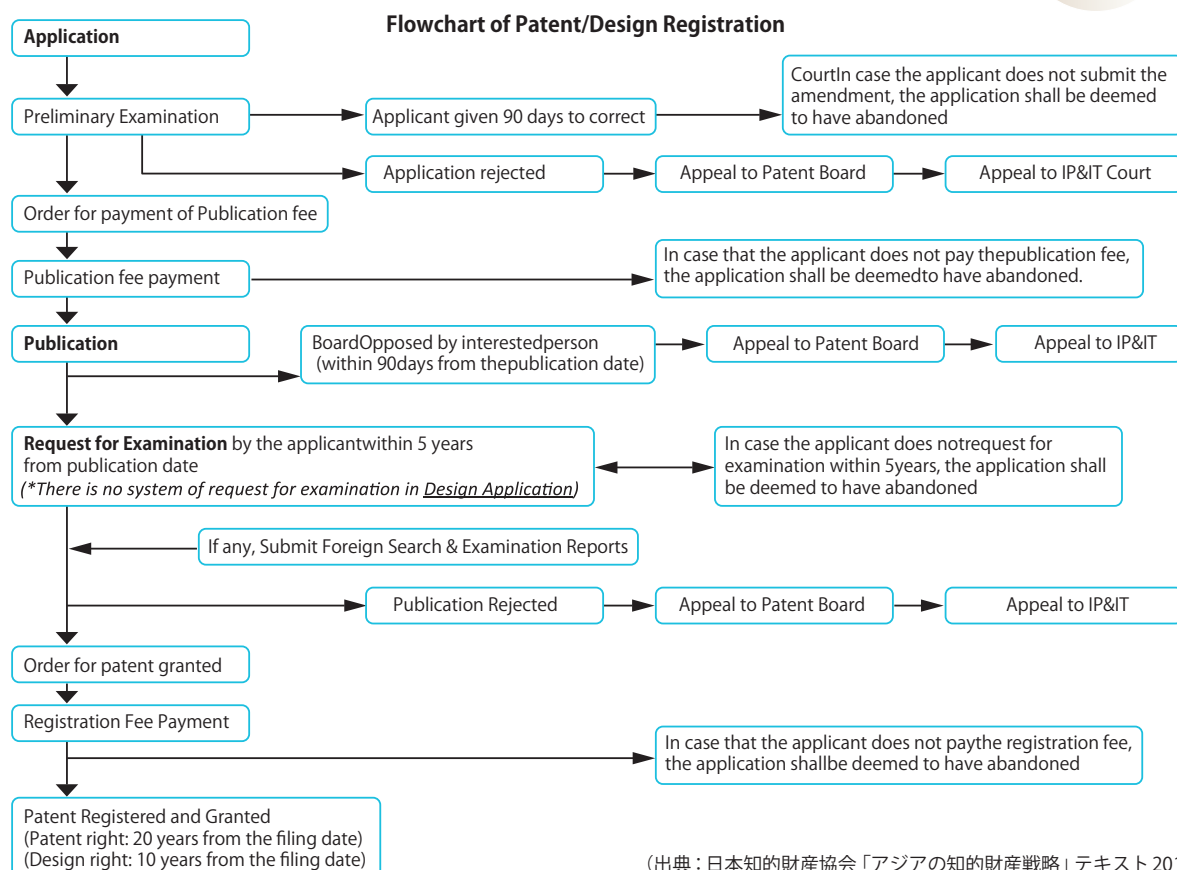
（4）（1）、（2）又は（3）の意匠に類似しており、模倣と認められる意匠」

とされ、国外公知は要件ではなかったが、特許同様、日タイ経済連携協定の時に含まれるようになった。しかしながら、現在の改正法案には入っていない。

Flowchart of Petty Patent Registration



（出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト2010年）



Criminal Cases Statistic 1 January –30 September 2010

4. タイの知的財産裁判について

97年12月にタイ知的財産裁判所が開設された。東南アジアではシンガポールに次いで設置された。正式名称は国際取引及び知的財産裁判所である。今はバンコク郊外に一ヶ所のみあり、年間数千件の刑事事件処理（多くは商標と著作権の事件）を行っている。これと比較して民事事件は年間約500件程度である。この上級審は最高裁となる。

審理は事件によって異なるが2名又は3名（裁判官と準裁判官）が担当する。準裁判官は数十名居るものの、専門によって担当を割り振られている。ただし、特許事件でも商標専門の準裁判官が担当することがあり、その審理の質において大いに疑問がある。審理に長いもので10年、簡単な刑事事件だと30分で判決が下りる。私の経験では通常、2年から3年といったところであろう。

	Left over	Cases filed	Total	Cases disposed	Forward
1. The Copyright Act B.E. 2537 (1994)					
Selling, having for sale of works infringing the copyright under Sections 27-30 (Section 31)	288		1,630	1,401	229
Computer program		77			
Other forms of literary work		14			
Cinematographic work		365			
Sound recording		1			
Art work		343			
Musical work		487			
Audiovisual work		1			
Broadcasting		17			
Other offences	—	37	—	—	—
Total	288	1,342	1,630	1,401	229
2. The Trademark Act B.E. 2537 (1994)					
Counterfeiting (Section 108)	29	68	97	92	5
Imitating (Section 109)	5	1	6	5	1
Importing, selling, offering for sale of goods	5	362	367	363	4
Other offences	8	2,192	2,200	2,181	19
Total	47	2,623	2,670	2,641	29
3. The Patent Act B.E.	10		16	10	6
Invention		—			
Product Design		1			
Petty Patent		2			
Other offences		3			
Total	10	6	16	10	6
4. The Trade secret Act	1	—	1	—	1
5. Offences related to Trade under Sections	11	45	56	47	9
6. Others					
Total of all criminal cases	357	4,016	4,373	4,099	274

(出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト2010年)

5. タイ知的財産制度を取り巻く組織

5-1 タイ商務省知的財産局

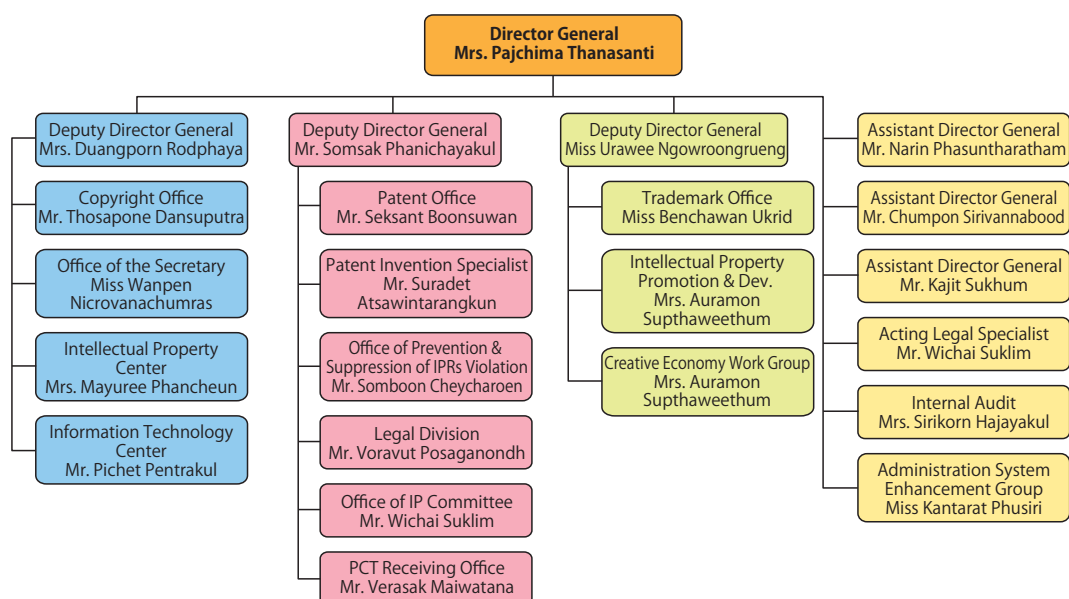
バンコクから車で約1時間のチャオプラヤ川の河畔に位置する商務省ビルの一画にある。総勢約400名、そのうち特許・意匠の審査官は約40名で審査している。特許部門では、物理、機械、化学と分けられ、それぞれグループ長が居り、グループ毎に数名の審査官が配置されている。予算規模は、年間6億円だが、歳入が10億円で、その差額が一般会計へと繰り込まれる。最近、独立会計を目指しているものの、まだ実現されていない。



知的財産局が入っている
商務省ビル



知的財産局受付



Manpower of Department of Intellectual Property

YEAR	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
Government Official/position							
Administration position	13	15	15	15	15	16	15
Technical position							
Patent Examiner	29	29	29	29	29	29	41
Trademark Examiner	18	18	18	18	18	20	16
Legal Officer	26	26	26	26	26	26	32
Supporting Staffs & Others	114	112	111	111	110	107	128
Total	200	200	199	199	198	198	230
Permanent Employees	45	43	42	42	39	38	36
Temporary Employees	116	133	—	—	—	—	—
Government Employees	—	—	134	134	137	138	139
Total	361	376	375	375	374	374	405

Budget & Revenue of Department of Intellectual Property

Unit : Million Yen

2006		2007		2008		2009	
Revenue	Budget	Revenue	Budget	Revenue	Budget	Revenue	Budget
913.46	352.84	971.6	427.01	976.62	511.73	948.54	659.8

Currency: 1 Baht = 2.7 Yen

(出典：タイ国知的財産局年報2009)



知的財産局出願窓口



知的財産局
特許審査室

5-2 その他の関連組織

政府官庁としては、以下の関連組織がある。

・商務省知的財産局 (DIP, Department of Intellectual Property)
・国際取引及び知的財産裁判所 (IP & IT Court)
・検察庁 (Public Prosecutor)
・経済警察 (ECID, Economic Crime Investigation Division, Economic and Cyber Crime Division)
・司法省特別捜査局 (DSI, Department of Special Investigation)
・科学技術省科学図書館 (Science Library, Department of Science Service, MOST)
・税関 (Customs Department)

(出典：日本知的財産協会「アジアの知的財産戦略」テキスト2010年)



知的財産局コンピュータセンター

得る援助の成功例であろう。このプロジェクトの成果は、現在システムこそほとんどが更新されているものの、骨組みは未だに利用されてきている。インターネットで検索できる特許公報がそれである。

残念ながら、最近では日本からタイへの大規模な政府間協力は行われていない。むしろ政府間協力としては、日本よりも、EU (ECAPと呼ばれるプロジェクトがあり、そのプロジェクト室が知的財産局内部に設けられている)、韓国などの国々の方が遥かに熱心である。民間協力としては、タイの民間団体である IPPAT (タイ知的財産振興協会、日本で知的財産研修に参加したタイ人の方々からなる同窓会が母体) に、本年4月より三井化学株式会社から知財専門家がボランティアとして様々な活動に協力している。これも「官から民へ」の世の中の流れなのかもしれない。(以下、検索画面を示すタイ日工業大学テキストから抜粋)

6. 日本とタイの知的財産に関連する協力

93年から約10年間にわたり、私を含め多くの専門家が短期及び長期にわたりタイ商務省に入り込んで協力活動を行ってきた。その他、意匠審査協力、特許審査協力、セミナー講師派遣の協力や研修生受け入れ事業などを合わせると、もう何百人もの日本人とタイ人が往来したことになる。その中でも95年より5年のプロジェクトで行われた工業所有権情報センタープロジェクトは、日本政府が誇り

การสืบค้นสิทธิบัตรโดยรัฐบาลข้อมูลกรมทรัพย์สินทางปัญญาไทย (DIP)

Patent No.	Inventor	Applicant
1	6001000012	159
2	7001000005	317
3	6001000019	318
4	6001000036	361
5	6001000026	371
6	6001000064	375
7	6001000000	405

(出典：タイ日工業大学 講義資料2009)

7. おわりに（最近の話題を中心に）

2006年タクシン政権が軍事クーデターによって倒れ、軍事政権となった。その一年後に民主政権樹立のための総選挙が実施され、再びタクシン派の勝利（この親タクシン政権は08年末の空港閉鎖事件まで続いた）となった。この軍事政権の末期である2008年1月に未だ軍事政権下での国会（タイは上下両院制なのだが、軍事政権だったので一院制の国民立法議会となっていた）にて、パリ条約とPCT加盟が可決された。我々知的財産関係者にとっては歴史的出来事であった。それは、何も審議することなく何故か国会通過した条約加盟だったのである。そしてパリ条約加盟（2008年8月）、特許法規則改正に暫く時間がかかり、ついにPCT加盟（2009年12月）となったのである。簡単な道のりのように見えて、「奇跡的開国」であったと感じる次第である。

このゴタゴタした期間に、さらに日タイ経済連携協定が締結された。タイは日本政府の要求により、幾つかの改正を約束した。しかしながら、現在特許法改正案（2006年に原案ができたもののまだヒアリングを続行している）が俎上に載っているものの、日本政府からの要望は未だに反映されていない。如何にもタイらしいリアクションの様相である。この特許法改正案には、例えば部分意匠制度の導入、登録公報の導入、公開日を出願から18ヶ月とする、登録前異議申し立て制度の廃止、強制実施権規定の細則などなど多くの改善点が盛り込まれている。また、特許ライセンス契約の政府登録義務をさらに強化し、登録違反には刑罰を設けるという技術受け入れ国ならではの工夫（この点マレーシアでは登録義務はない）が見られる。アジアへビジネスを展開することは日本企業として当たり前の世の中になってきた。そのなかで、東南アジアの知的財産が各国どのような動きになっていくのかは、企業戦略を練る上で、必須の情報となってきているはずである。

一般的に制度や運用が、きっちりとした解釈でなされているとは思えないアジアのビジネス環境の中で、本格的にビジネス展開をしなければ、日本企業がアジアで生き残る可能性は断じて無い。私は、いつも「ファジィ環境の中で如何に生産、販売し、利益を上げるかが、日本企業経営者が考えなければならない」と言い続けてきた。特にタイでは、多くの日本企業が活動している。今後、このファジィ環境を如何に分析し、先を読むかが問われている。知的財産に関する法改正動向、裁判動向などが、その一つの指針となれば幸甚である。

また、最近再び話題となっているASEAN共同特許庁構

想について触れておかなければならない。ASEAN共同特許庁構想というのは、95年12月にバンコクで開かれたASEAN首脳会議で共同特許制度と商標制度という形でぶち上げられた。当時の日本経済新聞の朝刊第一面に大きく載ったものである。しかしながら、それ以降15年の間、ほとんど全く進捗がなかったものである。私の10年以上の在タイ経験から言えることは、共同特許庁構想というのは非現実的である。統一した組織や制度よりも、ASEAN各国の多様性を許容するような、もっと緩やかな仕組みこそ、現実的な解と言えるのではなかろうか。新たな展開と発想を大いに期待するものである。

本稿を借りて、色々述べてみたが、まだまだ紙面が足りないでいる。以下に参考資料として列挙するので、もしご関心のある方は是非紐解いて戴きたい。

（参考資料）

「東南アジアの知的財産の底流」知財フォーラムVOL.80（2010年4月）井口雅文
「タイの意匠保護制度」DESIGN PROTECT 日本デザイン保護協会 No.57, 2003 井口雅文
「模倣対策マニュアル タイ編」ジェトロ（2008年3月）
「タイの税関の役割」ジェトロ（2004年3月）
「タイ国知的財産制度」バンコク日本人商工会議所（2002年）
「アセアンの知的財産事情」特技懇No.243（2006年11月）天野 斉

profile

井口 雅文（いぐち まさふみ）

1978年通商産業省特許庁入省。1987年米国商務省特許商標局へ人事院在外研究員として留学。その前後、電子計算機業務課にて特許庁ペーパーレス計画に従事。電子計算機業務課企画係長、調査班長を歴任。1993～95年、国際協力事業団の派遣専門家としてタイ商務省知的財産局に勤務。特許庁審査官（農水産、食品加工、金属電気化学）特許庁審判官（無機化学）を経て、1996年退官。

1996年、タイ・バンコクに工業所有権関連情報（特許・実用新案・意匠・商標）の提供、アジア全域、日本、欧米への工業所有権出願代行などの業務を行うS&I International Bangkok Office (<http://www.s-i-asia.com/>) を設立、社長に就任。

2005年、S&I Asia（バンコク）及びS&I Japan（東京）を設立。今日に至る。

